

五監公告第17号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和元年11月29日

五 泉 市 監 査 委 員
柄 沢 則 夫
佐 藤 渉

1. 監査の種類

定期監査

2. 監査の対象課

都市整備課

3. 監査の範囲

令和元年度の財務に関する事務、事業の執行等

4. 監査の実施期間

令和元年10月31日～令和元年11月26日

5. 監査の方法

財務に関する事務の執行が、法令等の定めるところにより適正かつ効率的に行われているかどうか、及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係職員からの説明聴取を行うとともに、現地に出向いて調査した。

6. 監査の結果

監査の結果、事務処理はおおむね良好に執行されているが、一部において不備及び改善の検討を要する事項が見受けられたので、適正な執行に努められたい。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、担当者に対し指導を行い、改善又は検討を要望した。

当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を通知されたい。

指摘事項等については、以下のとおりである。

(1) 指摘事項

前回の定期監査（平成28年11月）において、市営住宅で高額所得者として認定されている入居者に対して、五泉市営住宅条例に基づく適正・公正な対応に努められたい旨指摘したところであるが、現在も退去はなされていない。

入居条件を具備していない者が、長期間に亘り入居している状況が続いており、「住宅に困窮する低額所得者のため」という、市営住宅の本来の設置目的から逸脱している。

当該高額所得者に対して早急に明渡請求を行うなど、同条例に基づく適正・公正な事務執行を求めるものである。

(2) 所見

住宅使用料（市営住宅家賃）について、令和元年9月末現在、滞納繰越額に対する収入率は6%弱となっている。入居者の家賃負担の公平性の観点からも、滞納解消策の更なる強化に努められたい。